

イギリス及びスウェーデンの地方財政調整  
—近年の改革を巡って—

松 浦 茂

- ① 地方税財源の地域間格差への対応に対しては、1) 国・地方の税源配分をどのように行うか、2) 地域間の財政力格差や行政費用格差に対応する地方財政調整（我が国では地方交付税によるものが主）をどのように行うか、というアプローチがあるように思われる。さらに、地方財政調整に関しては、地域間格差是正に重きを置くのか、地域の自立や経済成長に重きを置くのかといった論点が考えられる。
- ② 以上の問題意識を踏まえ、本稿では、地方財政調整制度を巡る改革が最近実施されたイギリスとスウェーデンに焦点を当てる。両国の地方財政の状況などを概説した上で、地方財政調整制度の概略とその改革の内容を説明する。
- ③ イギリスの地方税は、居住用不動産の占有者に課せられる「カウンシル税」が唯一の税目である。非居住用不動産に対する課税である「事業用レイト」は従前、地方自治体（以下「自治体」という。）により国税として徴収された収入が、地方財政調整の主たる財源として、各自治体の財政需要や財源等に応じて配分されていた。
- ④ 従前の制度は、地方財政を所管するコミュニティ・地方自治省の文書では、「地域の経済成長による収入を再分配する複雑で不公平な制度」であり、「地域経済への支援に関して自治体に何ら誘因を与えず、国への依存心を助長する制度」であったとされている。2013年度からは、事業用レイトの収入の一部を自治体が保持する制度が導入されている。
- ⑤ スウェーデンでは、地方税はほぼ個人所得税により構成される。地方財政調整制度は、国の資金拠出の果たす役割が大きいが、一部、地方も資金拠出している。同制度は、医療、教育などの公共サービスをバランスよく各地域に供給するという点で貢献していると評価されている。
- ⑥ 他方、財政力の乏しい自治体が収入の保障を受け、財政力の豊かな自治体が負担を負うスウェーデンの地方財政調整は、各自治体の課税ベース増大の誘因を阻害しかねない一面を有する可能性があるとも指摘されている。2014年から、財政力の豊かな自治体が地方財政調整のために拠出していた税収の一部が、当該自治体の手元に残ることとなった。
- ⑦ イギリス及びスウェーデンの改革は、いずれも自治体の経済成長への誘因に対する配慮から実施されたものであり、我が国の地方交付税制度の在り方を考える上で、示唆を与える点があるように思われる。また、イギリスで事業用レイト収入の一部を自治体が保持する制度が導入されたことは、地方法人課税における自治体と企業との税制上の関係の在り方に関連して、注目される点である。

# イギリス及びスウェーデンの地方財政調整 —近年の改革を巡って—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 松浦 茂

## 目 次

はじめに

### I イギリス

- 1 イギリスの地方自治体
- 2 イギリスの地方財政
- 3 イングランドの2012年度までの地方財政調整制度
- 4 イングランドにおける事業用レイト保持制度の導入

### II スウェーデン

- 1 スウェーデンの地方自治体
- 2 スウェーデンの地方財政
- 3 地方財政調整制度の概況
- 4 地方財政調整制度の改革

おわりに

## はじめに

地方税財源の充実、地方分権を進める上での大きな課題とされる<sup>(1)</sup>。その一方で、地方税財源の充実、これに伴う地域間の財政力格差への対応という新たな課題をもたらす。我が国では、平成26年度税制改正大綱に、平成26年4月の消費税率引上げ（5%から8%へ）に伴う地方消費税の増収に対応した地域間の財政力格差の是正策として、税源の地域的な偏在性が高い法人住民税法人税割を一部国税化した「地方法人税」の創設、さらには地方法人税の地方交付税原資化が盛り込まれたところである<sup>(2)</sup>（偏在是正効果が生ずるのは平成27年度以降）。

地方税財源の地域間格差への対応に対しては、①国・地方の税源配分をどのように行うか、②地域間の財政力格差や行政費用格差に対応する地方財政調整（我が国では地方交付税によるものが主）をどのように行うか、というアプローチがあるように思われる。さらに、地方財政調整に関しては、地域間格差是正に重きを置くのか、地域の自立や経済成長に重きを置くのかといった論点が考えられる。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、地方財政調整制度を巡る改革が最近実施されたイギリスとスウェーデンに焦点を当てる。両国の地方財政の状況などを概説した上で、地方財政調整制度の概略とその改革の内容を説明する。

## I イギリス

イギリス（正式名称：グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから構成される。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドには、それぞれイギリス議会から部分的な権限委譲を受けた議会と、その多数派等が政権を担う「権限委譲された政府」（devolved administrations）が置かれている。地方財政に関しては、イングランドでは国（イギリス政府）が地方自治体に交付金を交付するのに対して、それ以外の各域では権限委譲された政府が域内の地方自治体に交付金を交付するなど、独自の運営がなされている<sup>(3)</sup>。以下では、1及び2(1)において、地方自治体の構造や各政府部門の財政規模等についてイギリス全体の状況を概観する。その上で2(2)、3及び4において、地方自治体の具体的な歳出歳入内訳や、地方財政調整制度の内容等について、イギリスの人口の約8割を占めるイングランドの状況を述べる。

### 1 イギリスの地方自治体

イングランドでは、地方自治体（以下「自治体」という。）の構造は、「2層制」と「1層制」が混在している。ディストリクト（district）（その数201）とカウンティ（county）（同27）が業務を分担する2層制の構造をとる地域では、基礎自治体のディストリクトは、ごみ収集・リサイクル、徴税、住宅などの業務を行い、広域自治

(1) 例えば、地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる—地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）—」2013.12.10. <<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/chuukantorimatome-honbun.pdf>> では、「個性を活かし自立した地方をつくるためには、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠」とされている（p.11）。（本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、別に注記したもの以外は2014年4月14日である。）

(2) 自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」2013.12.12, p.5. <[http://jimin.ness.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128\\_1.pdf](http://jimin.ness.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf)>

(3) 例えば、「事業用レイト」（非居住用不動産の占有者に課せられる税）は、スコットランド及びウェールズでは、地方自治体により徴収された税収が、権限委譲された政府（スコットランド政府及びウェールズ政府）に一旦プールされ、各自治体に再配分されている。Mark Sandford, "Business rates," *House of Commons Library Standard notes*, SN06247, 17 January 2014, p.1. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN06247.pdf>>

体のカウンティは、教育、運輸、消防、社会的ケア、図書館などの業務を行う。他方、基礎／広域自治体の業務を1つの階層で実施する1層制の自治体も存在する。すなわち、大都市圏におけるディストリクト（その数36）、ロンドン・大都市圏以外の地域におけるユニタリー（unitary authority: UA）（同56）といった自治体である。2層制、1層制のいずれの地域においても、前述の自治体が警察や消防など特定の業務を自ら実施しない場合、これを実施するための事務組合（single purpose authority）が置かれている。なお、ロンドンでは、基礎／広域自治体の業務を実施するバラ（borough）とシティ（計33）に加えて、ロンドン全体の戦略策定等を担うグレーター・ロンドン・オーソリティ（Greater London Authority: GLA）とその分野別（警察、消防、運輸等）の実施機関（functional bodies）が置かれている。<sup>(4)</sup>

スコットランド（32のUA）、ウェールズ（22のUA）、北アイルランド（26のディストリクト）は、それぞれ1層制の自治体により運営されている。<sup>(5)</sup>

## 2 イギリスの地方財政

### (1) イギリスの財政規模と地方財政

2012年のイギリスの一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金により構成）支出は7494億ポンドであり、GDP（1兆5672億ポンド。約200

兆円（1ポンド＝127円）の48%に相当する（日本の2011年の同比率は42%）。イギリスの一般政府支出は、国を中心とする政府部門である「中央政府」（5574億ポンド）と、自治体を中心とする政府部門である「地方政府」（1920億ポンド）の各支出の合計であり、その比率は、74：26である（政府部門間の移転支出を除く。日本の2011年度の中央政府支出：地方政府支出は42：58）。<sup>(6)</sup>

中央政府の主な支出分野（2011年）は、「社会保護」（中央政府支出の39%）、「保健」（病院サービス等）（同23%）、「一般公共サービス」（利払費等）（同14%）などである。地方政府の主な支出分野は、「教育」（地方政府支出の33%）、「社会保護」（同32%）、「公共の安全・秩序」（同10%）などである<sup>(7)</sup>。社会保護は、中央政府では老齢年金や傷病・障害者関係支出、地方政府では住宅政策や高齢者・障害者・子ども等への福祉サービスが中心である。

他方、中央政府、地方政府、社会保障基金の税収・保険料収入の合計は5359億ポンド（2011年）であり、その構成比は76：5：19である（日本は33：25：41（2011年度））。<sup>(8)</sup>

国税（中央政府の収入となる税。2011年税収4076億ポンド）には、歳入関税庁が徴収する個人所得税（同1488億ポンド）、法人所得税（同387億ポンド）、付加価値税（同1110億ポンド）

(4) Department for Communities and Local Government, *Local Government Financial Statistics England*, No.23, 2013, pp.18-20. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/203942/29699\\_DCLG\\_WEB\\_version.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/203942/29699_DCLG_WEB_version.pdf)>; 自治体国際化協会『英国の地方自治（概要版）—2013年改訂版—』2014, pp.7-16. <<http://www.clair.or.jp/jforum/pub/docs/j47.pdf>>; GOV.UK, "Understand how your council works." <<https://www.gov.uk/understand-how-your-council-works/types-of-council>>

(5) 自治体国際化協会 同上, pp.7-8.

(6) OECD, "National Accounts Statistics: General Government Accounts: Main aggregates." (iLibrary より 2014年2月3日ダウンロード); 内閣府「2011（平成23）年度 国民経済計算（2005年基準・93SNA）遡及推計」<[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h23sq/h23sq\\_kaku\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h23sq/h23sq_kaku_top.html)> 本稿では、中央政府、地方政府の用語は、国民経済計算における政府部門を示す用語として用いる。なお、イギリスの権限委譲された政府は、国民経済計算では中央政府に含まれる。HM Treasury, "Class (2013) 1: Sector classification," August 2013, p.5. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/226420/PU1547\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/226420/PU1547_final.pdf)> また、イギリスの一般政府支出では、社会保障の運営主体たる社会保障基金は区分されていない。

(7) EUROSTAT, "Government statistics" より "General government expenditure by function (COFOG)." (2014年2月22日ダウンロード) <[http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/government\\_finance\\_statistics/data/database](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/government_finance_statistics/data/database)>

(8) OECD, *Revenue Statistics*, 2013, pp.244, 298, 313.

の基幹税や物品税（燃料、たばこ、アルコール等）（同 463 億ポンド）などの諸税目がある。このほか国税としては、非居住用不動産の占有者に課せられる「事業用レイト」（Business Rates）（同 221 億ポンド）がある。事業用レイトは自治体が徴収した後、国が一定の基準により自治体に配分する（後述）。地方税（地方政府の収入となる税）は、居住用不動産の占有者に課せられる「カウンシル税」（Council Tax）（2011 年税収 258 億ポンド）が唯一の税目である（同税の課税額は各自治体が決定。）。

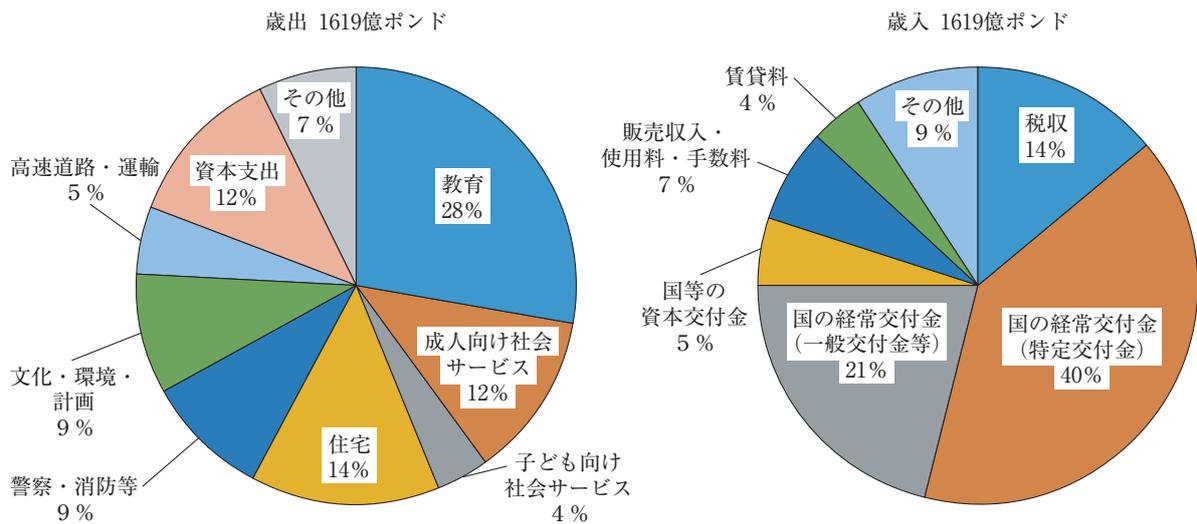
(2) イングランドの地方自治体の歳出歳入内訳  
 イングランドの自治体（事務組合、GLA や後述の警察当局を含む。以下イングランドについて同様。）の歳出歳入内訳を示すと、図 1 のとおりとなる。歳出では、教育、成人／子ども向け社会サービス、住宅といった経費で、全体のほぼ 6 割を占める。歳入は、税収が全体の 14% を占めるに過ぎず、国からの交付金に大きく依存している。

### 3 イングランドの 2012 年度までの地方財政調整制度

イングランドの地方財政調整制度は、2013 年度<sup>(9)</sup>に大きな改革があった。まず、この改革以前の制度を概説する。

2012 年度までは、「一般交付金」（formula grant）と呼ばれる交付金が、地方財政調整を担っていた。一般交付金は、「歳入援助交付金」（Revenue Support Grant）、「事業用レイト」、「警察交付金」（Police Grant）から構成される。このうち、歳入援助交付金は、2005 年度までは地方財政調整機能を担う主たる交付金であったが、「学校特定交付金」（Dedicated Schools Grant）の創設に伴い、2006 年度以降の金額が激減している（表 1）。自治体が国税として徴収する事業用レイト（非居住用不動産に対する課税）は、2005 年度までは各自治体の人口に応じて配分されていたが<sup>(10)</sup>、2006 年度からは、次の段落で述べるとおり、歳入援助交付金、警察交付金と同じ配分方法で配分されている。警察交付金は、各地域の警察当局（local policing body）<sup>(11)</sup>に配分される。

図 1 2011 年度のイングランドの自治体の歳出歳入内訳



(注) 歳出において、「資本支出」以外の項目は、経常的経費が計上されている。  
 (出典) Department for Communities and Local Government, *Local Government Financial Statistics England*, No.23, 2013, pp. 10, 29, 66 を基に筆者作成。

(9) イギリスの会計年度は、4月1日から翌年3月31日まで。会計年度の表記は、便宜上、当該会計年度が始まる暦年の年を用いることとする（例：2013年4月1日に始まる会計年度の場合「2013年度」）。  
 (10) 河合宏一「英国の事業者向け固定資産税「ビジネス・レイト」について」『地方財政』46(12), 2007.12, p.159；星野泉「一般地方財政篇 イギリス地方財政調整制度の変遷」『地方財政』52(3), 2013.3, p.177。

表1 イングランドにおける国から自治体への経常交付金の推移

(単位：百万ポンド)

年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
一般交付金	49,020	24,820	25,639	27,496	28,269	29,012	29,436	27,802
うち								
歳入援助交付金	26,663	3,378	3,105	2,854	4,501	3,122	5,873	448
事業用レイト	18,004	17,506	18,506	20,506	19,515	21,517	19,017	23,129
警察交付金	4,353	3,936	4,028	4,136	4,253	4,374	4,546	4,224
特定交付金	14,785	41,741	44,485	42,920	45,639	45,750	45,502	43,539
その他	37	38	38	3,098	3,362	4,411	316	210
合 計	63,842	66,598	70,162	73,514	77,271	79,173	75,254	71,550

(注) 本表には、国から自治体を通じて交付される家賃補助などの AEF 外特定交付金 (specific grants outside Aggregate External Finance) は含まない。

(出典) Department for Communities and Local Government, *Local Government Financial Statistics England*, No. 21, 2011, p. 61. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/7462/1911067.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/7462/1911067.pdf)> ; Department for Communities and Local Government, *Local Government Financial Statistics England*, No.23, 2013, p.56 を基に筆者作成。

以上の一般交付金は、その合計額を、各自治体の行政費用、財源、人口などに応じて配分する。費用面は、当該自治体の人口や、地域ごとに異なる特性も加味しつつ、自治体のサービス提供に必要な費用を反映した①「相対需要指標」(Relative Needs Formula)<sup>(12)</sup> が用いられる。この指標が高い自治体ほど、多くの交付金を得る。財源面では、各自治体のカウンスル税の課税ベース (居住用不動産の価格) を反映した②「相

対財源額」(Relative Resource Amount) が用いられる<sup>(13)</sup>。この額は①により算出される交付金額から差し引かれる控除額である (課税ベースが大きい自治体ほど控除額が多くなる)。さらに、一般交付金の配分には、その総額の一定部分 (3割程度) を自治体が提供するサービスに応じて人口比で配分する③「中央配分」(Central Allocation) や、各自治体への交付額の毎年度の変動を一定の範囲内に抑える④「最低保障」(Floor

(11) 2011年に制定された法律により、イングランド及びウェールズの警察管理委員会 (Police Authorities) が廃止され、ロンドン以外の地域では公安委員 (Police and Crime Commissioners) が置かれることとなった。公安委員は、所管の地方警察の予算を定め、警察本部長の任免と監督を行うとされる。また、ロンドン警視庁については、首都警察管理委員会 (Metropolitan Police Authority) に代わり、市長公安室 (Mayor's Office for Policing and Crime) が置かれている。河島太郎「【イギリス】2011年警察改革及び社会責任法の制定」『外国の立法』No.249-2, 2011.11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3382127\\_po\\_02490204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382127_po_02490204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)> 警察交付金の交付対象である「警察当局」は、公安委員及び市長公安室などを指す。Home Office, "The Police Grant Report (England and Wales) 2013/14," p. 1. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/143840/grant-report-2013-14.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/143840/grant-report-2013-14.pdf)>

(12) 「子ども向けサービス」、「成人向け社会サービス」、「警察」、「消防」など各々のサービス分野について、当該サービスの基礎的費用 (人口比例) と地域の事情を反映した付加的費用に基づき、各自治体の「相対需要指標」(実際の費用ではなく自治体間の相対的な費用格差を反映する数値) を算出する。次に、同種のサービスを提供する自治体を相互に比較可能とするため、「広域自治体サービス (upper tier services)」、「基礎自治体サービス (lower tier services)」、「資本」など6つの「サービス・グループ」にサービス (とその相対需要指標) を区分する。各自治体について、サービス・グループごとに相対需要指標を合算し、これを各自治体の人口で割る。この住民1人当たりの数値について、(当該自治体の数値 - 当該グループのサービスを提供する全自治体の最低値) を求める。この差額を、当該自治体が関係する全てのサービス・グループについて合計する。これに当該自治体の人口を乗じて得られる数値の比率に応じて、「相対需要」による資金配分が行われる。

(13) カウンスル税の住民1人当たり課税ベースについて、自治体の類型ごとに「広域自治体サービス」、「基礎自治体サービス」など4つのグループに区分・按分して比較した結果のグループ内最低額を当該自治体が上回る額を求め、これを当該自治体が関係する全グループにつき合計する。これに当該自治体の人口を乗じた数値を求める。この数値の比率に応じて、「相対財源額」による配分資金の控除が行われる。

Dumping) (保障額を上回る自治体への交付額を抑制し全体の底上げを図るもの) といった仕組みが設けられている。以上①から④の4段階の配分の仕組みは、「4ブロック・モデル」と呼ばれている。<sup>(14)</sup>

#### 4 イングランドにおける事業用レイト保持制度の導入

2012年に制定された法律<sup>(15)</sup>に基づき、2013年度から、「事業用レイト保持制度」(Business Rates Retention Scheme)が導入されている。前述のとおり2012年度までは、事業用レイトは、自治体によって国税として徴収された収入が国の一般交付金の主たる財源となり、自治体に再配分されていた。2013年度からは、事業用レイトについて、その税収の一部を自治体が保持する制度が導入されている。地方財政を所管するコミュニティ・地方自治省の文書では、従前の制度は、「地域の経済成長による収入を再分配する複雑で不公平な制度」であり、「地域経済への支援に関して自治体に何ら誘因を与えず、国への依存心を助長する制度」であったとして、新たな制度を導入する意義を強調している<sup>(16)</sup>。

具体的には、事業用レイトの税収の50%(2013年度総額は109億ポンド)は、「国の取り分」(central share)とされ、歳入援助交付金(2013年度の総額は152億ポンド)などを通じて各自治体に配分される(配分方法は基本的に従前と同様

の4ブロック・モデル)。事業用レイト収入の残る50%は「地方の取り分」(local share)とされ、自治体の階層構造等に応じて、次に述べる収入見込額が各自治体に割り当てられる(徴税を行う基礎自治体に8割、広域自治体に2割、等)。その上で、ある自治体の事業用レイト収入見込額である「個別事業用レイト基礎額」(Individual Business Rates Baseline: IBRB。以下「収入見込額」という。)が、当該自治体の財源必要額である「基礎額財源水準」(Baseline Funding Level: BFL。以下「財源必要額」という。)を超過する場合、超過分を「拠出金」(tariff)として国に支払う(図2)。この拠出金を財源として、収入見込額が財源必要額に不足する自治体に対して、国から「補給金」(top-up)が支払われる。拠出金及び補給金の支払いは会計年度中になされる。その金額は2020年度までは、物価水準を反映した実質額が2013年度の水準に固定される。<sup>(17)</sup>

実際の事業用レイト収入(図2「実際の収入」の太枠)が収入見込額を超過する場合、超過分に賦課率(levy rate)を乗じた額が「賦課金」(levy)として年度終了後には国により徴収され、後述の「安全網」の財源とされる。賦課率は $(1 - (\text{財源必要額} \div \text{収入見込額}))$ で計算され、これが0.5を超える場合、0.5となる。上式より、収入見込額が少ない(又は財源必要額が多い)自治体ほど賦課率は小さくなり、増収分が手元に残る割合は高くなる。また、賦課率が負となる自治体、すなわち財源必要額>収入見込額となる自治体

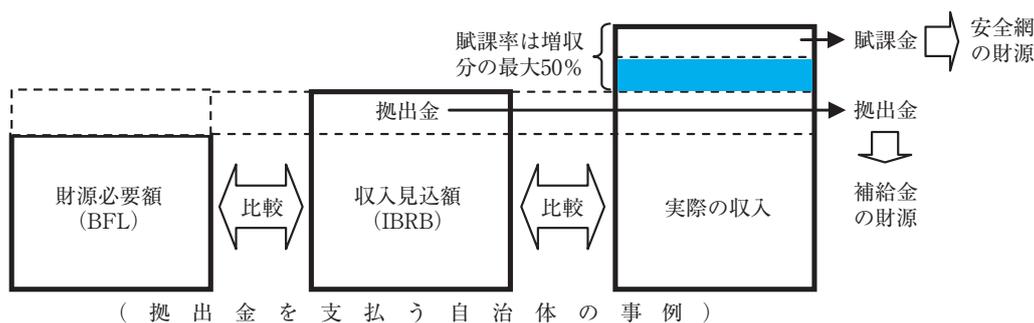
(14) Department for Communities and Local Government, "The Local Government Finance Settlement in England: A Guide to the Basics," January 2012, pp.5-13. <<http://www.local.communities.gov.uk/finance/1213/basicguid.pdf>>

(15) 2012年地方財政法(Local Government Finance Act 2012)。同法については、河島太朗「【イギリス】2012年地方財政法の制定」『外国の立法』No.254-2, 2013.2. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7544685\\_po\\_02540204.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544685_po_02540204.pdf?contentNo=1)>を参照。

(16) Department for Communities and Local Government, "Business rates retention and the local government finance settlement: A plain English guide," February 2013, p. 1. <<http://www.local.communities.gov.uk/finance/1314/plainenglishguides.pdf>>

(17) この段落以降、4の記述は、以下の資料に基づく。Department for Communities and Local Government, "Business rates retention and the local government finance settlement: A practitioner's guide (version 3)," February 2013, pp. 3 - 26. <<http://www.local.communities.gov.uk/finance/1314/practitionersguides.pdf>> ; Matthew Keep and Gavin Berman, "The Local Government Finance Settlement 2013/14 and 2014/15," *House of Commons Library Research Papers*, 13/10, 8 February 2013, pp.1-9, 21-35. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP13-10.pdf>>

図2 事業用レイト保持制度における「地方の取り分」の再配分（イメージ）



（出典）筆者作成。

（補給金を受ける自治体）は、賦課金徴収の対象とはならない。以上より、事業用レイトの収入見込額を上回る増収分の少なくとも50%以上は、当該自治体に残ることになる（図2 網掛け部分）。このような仕組みは、コミュニティ・地方自治省の文書では、地域成長に対する強力な誘因を与えるものと位置付けられている<sup>(18)</sup>。

事業用レイト収入の大幅な減少に対して、「安全網」（safety net）が設けられている。この安全網により、拠出金・補給金のやりとりを経た事業用レイト収入の実質額が、財源必要額の92.5%に不足する自治体は、国から当該不足額の補填を受ける。補填の財源には、上記賦課金が充てられる。

拠出金、補給金、賦課金、安全網の算定等について、複数の自治体で1つの自治体のように扱われる「プール」（pool）の指定を、国から受けることができる。プールを構成する自治体が相互に協力することで生み出される経済成長と、より広域の経済圏からの事業用レイト収入がもたらす税収変動の平準化が期待されている。2013年度のプールの数は13である。

## II スウェーデン

### 1 スウェーデンの地方自治体

スウェーデンの自治体は、基礎自治体であるコミューン（総数290）と広域自治体であるランステイング（総数20）から構成される。コミューンは、保育・就学前教育、初等・中等教育、高齢者・障害者ケア、社会サービス、上下水道、インフラ・交通・公共運輸、環境、救急・救助など広範な分野のサービスに責任を有する。ランステイングは、保健医療サービスに加えて、しばしばコミューンとともに公共運輸サービスを提供している。<sup>(19)</sup>

### 2 スウェーデンの地方財政

#### (1) 財政規模等

2012年の一般政府支出（1兆8443億クローナ）は、GDP（3兆5497億クローナ。約43兆円（1クローナ=12円））の52%であり、日本やイギリスよりも対GDP比でみた財政規模は大きい。<sup>(20)</sup>

スウェーデンの財政構造の特徴として、収入面、支出面とも政府部門ごとのすみ分けや役割分担が明確であり、受益と負担の関係が国民に分かりやすくなっていると指摘されている<sup>(21)</sup>。

(18) Department for Communities and Local Government, *ibid.*, p.16.

(19) The Swedish Association of Local Authorities and Regions, "The role of the municipalities." <[http://english.sk1.se/municipalities\\_county\\_councils\\_and\\_regions/the\\_role\\_of\\_the\\_municipalities](http://english.sk1.se/municipalities_county_councils_and_regions/the_role_of_the_municipalities)> ; The Swedish Association of Local Authorities and Regions, "The role of the county councils and regions." <[http://english.sk1.se/municipalities\\_county\\_councils\\_and\\_regions/the-role-of-the-county-councils-and-regions](http://english.sk1.se/municipalities_county_councils_and_regions/the-role-of-the-county-councils-and-regions)>

(20) OECD, *op.cit.*(6)

また、社会保障基金（中央政府、地方政府と区分される社会保障の運営主体）は、日本と異なりシンプルな構成であり、年金基金（全国民加入の所得比例年金）のみで構成されている。疾病保険、保障年金（低所得者向け補完給付を行う年金）などは中央政府の、医療やケアサービスなどは地方政府の役割とされている。

## (2) 支出

政府部門間の移転支出を除くと、中央政府、地方政府、社会保障基金の支出比率は38：49：13である（2012年）<sup>(22)</sup>。政府部門間の移転支出を含めると、中央政府支出の32%が、他の政府部門への移転支出であり、この割合は日本（64%）よりも小さく、イギリス（21%）よりは大きい<sup>(23)</sup>。

中央政府及び地方政府の2012年の支出分野（政府部門間の移転支出を除く。）は次のとおりである。中央政府は、「社会保護」（保障年金、疾病保険など）、「一般公共サービス」、「経済業務」

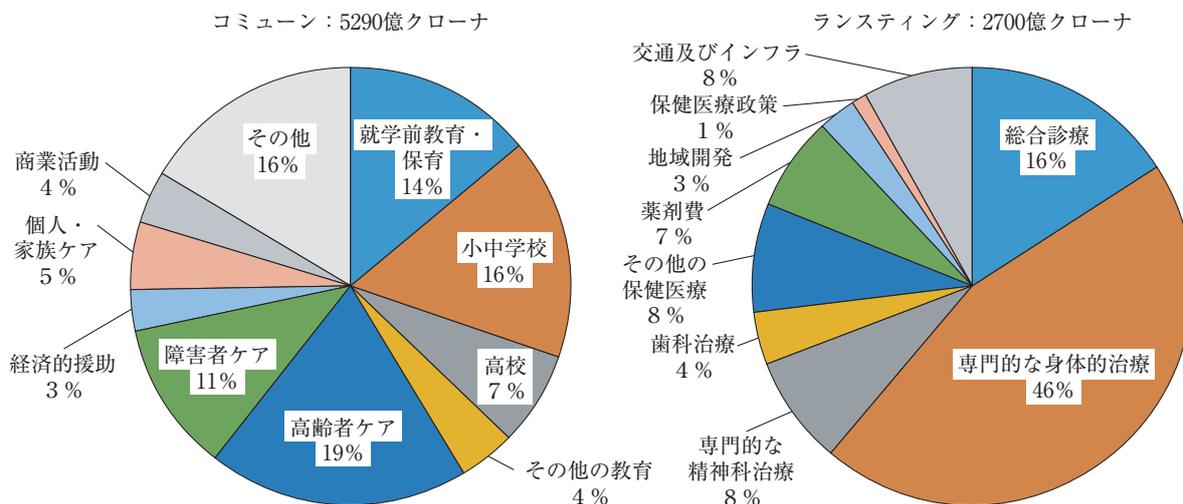
の3分野で、支出の約75%を構成している<sup>(24)</sup>。地方政府は、「保健」（病院サービスなど）、「社会保護」（高齢者、傷病・障害者関係など）、「教育」の3分野で、支出の約7割を構成している。

自治体の歳出内訳は図3のとおりである。コミュンは、保育・教育と高齢者・障害者ケアで、歳出の7割を占める。ランスタイングは、薬剤費を含む保健医療関係で、歳出の9割を占める。

## (3) 税収等及び地方収入の内訳

中央政府の税・保険料収入は、一般政府全体の税収・保険料総額（以下「税収等総額」という。）（1兆5410億クローナ）の51%を占め（2011年）、付加価値税（VAT）をはじめとする財・サービス税、社会保障拠出（疾病保険等の保険料）、給与・雇用定額税、法人所得税などから構成される。地方税収は税収等総額の36%を占め、ほぼ個人所得税（税率は単一税率。サービス水準に応じて各自治体が決定）のみで構成される。税収等

図3 コミュン・ランスタイングの歳出構成（2012年）



（出典） Sveriges Kommuner och Landsting, “Kostnader och intäkter för kommunerna 2012.” <[http://www.sk.se/kommuner\\_och\\_landsting/fakta\\_om\\_kommuner/kostnader\\_och\\_intakter\\_kommuner](http://www.sk.se/kommuner_och_landsting/fakta_om_kommuner/kostnader_och_intakter_kommuner)> ; Sveriges Kommuner och Landsting, “Kostnader och intäkter för landstingen år 2012.” <[http://www.sk.se/kommuner\\_och\\_landsting/fakta-om-landsting-och-regioner/kostnader\\_och\\_intakter\\_landsting](http://www.sk.se/kommuner_och_landsting/fakta-om-landsting-och-regioner/kostnader_och_intakter_landsting)> を基に筆者作成。

(21) 以下、2(3)までの記述は、注記したもの以外は、西沢和彦「第4章 負担と受益の対応関係」翁百合ほか『北欧モデル—何が政策イノベーションを生み出すのか—』日本経済新聞出版社、2012による。

(22) OECD, *op.cit.*(6)

(23) 次の資料を基に計算した（日本は2011年度、イギリスは2012年）。OECD, *op.cit.*(6)；内閣府 前掲注(6)

(24) 西沢 前掲注(21), pp.200-205. 数値は、EUROSTAT, *op.cit.*(7)による。

総額の残余 13% は社会保障基金の保険料収入である。<sup>(25)</sup>

コミュニン、ランスティングとも、収入の約 7 割が税収を占める。地方のその他の収入は、国の一般交付金（地方財政調整に伴う国の交付金を含む。）や特定交付金などである。（図 4）

### 3 地方財政調整制度の概況

スウェーデンにおける地方財政調整制度である「平衡化制度」は、次の①から④の仕組みにより構成される<sup>(26)</sup>。

#### ① 収入平衡化

自治体間の住民 1 人当たり課税ベース（地方税である個人所得税の課税対象となる所得）の格差に着目して、自治体の収入の平衡化を図る仕組み。

#### ② 費用平衡化

自治体が自ら変えることのできない構造的要因（例：人口構成、過疎等）を反映した住民 1 人当たりの行政費用の格差の平衡化を図る仕組み。

#### ③ 構造交付金及び移行交付金

2005 年に実施された旧制度から現行の平衡化制度への移行（さらには後述の 2014 年から実施された改正）に伴い、収入が減少する自治体に対する交付金。恒久的制度の「構造交付金」と時限的制度の「移行交付金」がある。

#### ④ 調整交付金・納付金

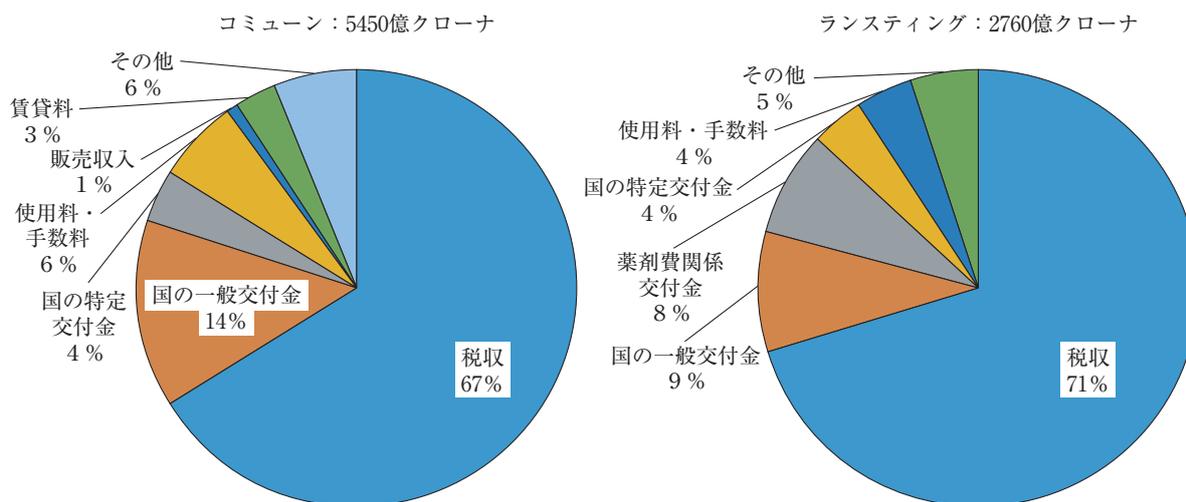
国が自治体に対して拠出する金額をコントロールするための仕組み。国から自治体側へ交付金として支出される場合と、自治体側から国へ納付金として支出される場合がある。

国の予算では、毎年、国の歳出分野（全 27 分野）の 1 つである「コミュニンへの一般交付金」（Allmänna bidrag till kommuner）において、平衡化制度に係る国の拠出が計上される。

以上の平衡化制度において、国の資金拠出の果たす役割は大きく、財源 1048 億クローナ（2014 年）のうち、901 億クローナが国からの拠出によるものである（図 5、表 2）。

平衡化制度の財源のうち残る 147 億クローナ

図 4 コミュニン・ランスティングの歳入構成（2012 年）

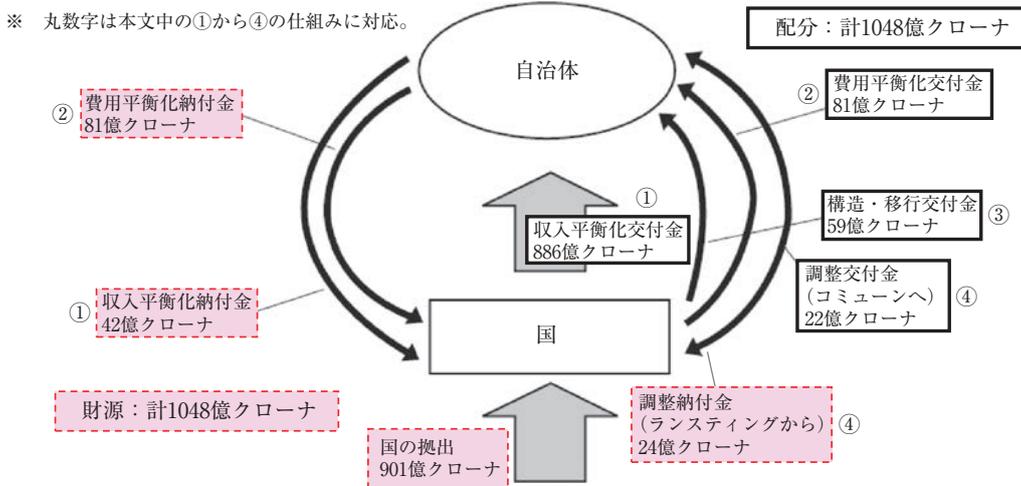


（出典） Sveriges Kommuner och Landsting, "Kostnader och intäkter för kommunerna 2012." <[http://www.skl.se/kommuner\\_och\\_landsting/fakta\\_om\\_kommuner/kostnader\\_och\\_intakter\\_kommuner](http://www.skl.se/kommuner_och_landsting/fakta_om_kommuner/kostnader_och_intakter_kommuner)> ; Sveriges Kommuner och Landsting, "Kostnader och intäkter för landstingen år 2012." <[http://www.skl.se/kommuner\\_och\\_landsting/fakta-om-landsting-och-regioner/kostnader\\_och\\_intakter\\_landsting](http://www.skl.se/kommuner_och_landsting/fakta-om-landsting-och-regioner/kostnader_och_intakter_landsting)> を基に筆者作成。

(25) 西沢 前掲注(21), p.193 の表 4-1。数値は、OECD, *op.cit.*(8), pp.236, 310 による。

(26) 樋口修「スウェーデンの社会保障財政の政府間関係」『レファレンス』704号, 2009.9, pp.83-93. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999587\\_po\\_070405.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999587_po_070405.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>

図5 地方財政の平衡化制度の概要（2014年）



(注) 色付き・点線の囲みを付した金額は、平衡化制度の財源である。太枠の囲みを付した金額は、平衡化制度による配分額である。

(出典) 樋口修「スウェーデンの社会保障財政の政府間関係」『レファレンス』704号, 2009.9, p.92の図1を基に筆者加筆。数値については、次の資料による。Statistiska centralbyrån, “Kommunalekonomisk utjämning för kommuner Utjämningsåret 2014 Utfall,” december 2013, p.43. <[http://www.scb.se/Statistik/OE/OE0115/2013A01/Kommunalekonomisk\\_utjamning\\_kommuner\\_2014\\_utfall.pdf](http://www.scb.se/Statistik/OE/OE0115/2013A01/Kommunalekonomisk_utjamning_kommuner_2014_utfall.pdf)>; Statistiska centralbyrån, “Kommunalekonomisk utjämning för landsting Utjämningsåret 2014 Utfall,” december 2013, p.8. <[http://www.scb.se/Statistik/OE/OE0115/2013A01/Kommunalekonomisk\\_utjamning\\_landsting\\_2014\\_utfall.pdf](http://www.scb.se/Statistik/OE/OE0115/2013A01/Kommunalekonomisk_utjamning_landsting_2014_utfall.pdf)>

表2 平衡化制度に係る国の拠出の推移

(単位：百万クローナ)

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014 (予算)
金額	70,813	62,498	64,772	72,749	85,003	81,975	85,603	90,128

(出典) Ekonomistyrningsverketの資料(“Rapport Statsbudgetens utfall”(2007~2009); “Rapport Utfallet på statens budget 2010”; “Rapport Utfallet för statens budget”(2011~2013))及び“Förslag till statens budget för 2014 Allmänna bidrag till kommuner (Budgetproposition 2014 Utgiftsområde 25),” 18 september 2013, p.15を基に筆者作成。

は、地方が拠出するものである(地方税を徴収する国税庁が財源の受払いを調整)。特に費用平衡化は、全額を地方拠出の納付金(81億クローナ)により賄われる。財源を拠出する自治体やその住民は、自分たちの財源が奪われるという批判を込めて、平衡化制度を「ロビンフッド税」と呼ぶことがある<sup>(27)</sup>。

#### 4 地方財政調整制度の改革

スウェーデンにおいて、地方財政調整は、医療、教育などの公共サービスをバランスよく各

地域に供給するという点で貢献しているとされる。他方、財政力の乏しい自治体が収入の保障を受け、財政力の豊かな自治体が負担を負う地方財政調整は、各自治体の課税ベース増大の誘因を阻害しかねない一面を有する可能性があると指摘されている<sup>(28)</sup>。

2008年には、政府の提案に基づき、地方財政調整制度の見直しを行うための委員会が議会に設置された。この委員会は、11人の議員と、11人の中央府省等の専門家<sup>(29)</sup>から構成され、2011年4月に報告書<sup>(30)</sup>(以下「2011年報告書」と

(27) 同上, p.92. ロビンフッドは、12~13世紀頃のイギリスの伝説上の義賊。

(28) OECD, *Territorial Reviews: Sweden*, 2010, p.188. <<http://browse.oecdbookshop.org/oecd/pdfs/product/0410011e.pdf>>

(29) 自治体で構成するスウェーデン地方自治体・地域協会(The Swedish Association of Local Authorities and Regions)からの代表2名を含む。 *ibid.*, p.190.

(30) “Likvärdiga förutsättningar: Översyn av den kommunala utjämningen,” Betänkande av Utjämningskommittén. 08 (SOU 2011:39), april 2011. <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/16/71/18/255f2986.pdf>>

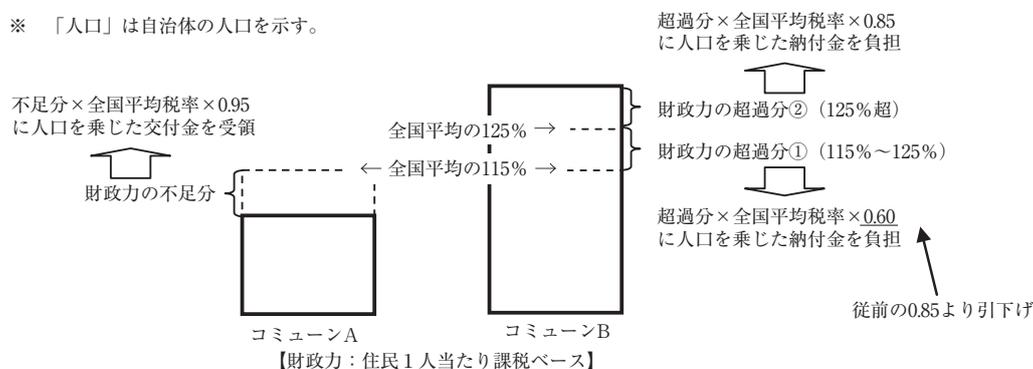
いう。)を公表した。2011年報告書は、収入平衡化が経済成長を阻害する証拠は見当たらないと結論付けた<sup>(31)</sup>。その上で、重い医療負担を抱えるストックホルム・ランスティングの高い税率(12.10%<sup>(32)</sup>)に配慮した収入平衡化の改正<sup>(33)</sup>をはじめとする、地方財政調整制度の改正案を提案した。

2013年9月に政府は、2014年予算案とともに、地方財政調整制度を改正する法律案を議会に提出した。同法律案は、11月27日の議会本会議で原案のまま可決され、成立した<sup>(34)</sup>。改

正法は、概ね前述の2011年報告書に沿ったものとされるが<sup>(35)</sup>、収入平衡化に関しては、同報告書の案を採用せずに、次のような改正を行っている(2014年1月1日から実施)。

収入平衡化に際しては、「住民1人当たり課税ベース」(以下4において「財政力」という。)が全国平均の115%<sup>(36)</sup>に満たない自治体は、当該不足分に「全国平均税率」<sup>(37)</sup>(2003年時点。以下同様)の95%(コミューン)ないし90%(ランスティング)を乗じ、これに当該自治体の人口を乗じた金額を、収入平衡化の交付金として受け

図6 収入平衡化の改正 (イメージ)



(出典) 筆者作成。

(31) 同報告書では、経済成長は雇用機会を提供する地域で生じており、こうした地域の経済成長は、人々がどこに居住するかではなく、人々がどこで働くかによって決定されると論じられている。その上で、多くの郊外のコミューンで住民1人当たりの収入が高いのは、(そうしたコミューンにおける)経済活動に基づく高成長よりも、快適な住環境を反映したものとされている。 *ibid.*, p.13.

(32) 個人所得税(地方税)の税率。同税のランスティングの平均税率は11.07%(2012年)、コミューンの平均税率は20.59%(同)。Statistiska centralbyrån, *Årsbok för Sveriges kommuner 2012*, p.32. <[http://www.scb.se/statistik/\\_publikationer/OE0114\\_2012A01\\_BI\\_OE01BR1201.pdf](http://www.scb.se/statistik/_publikationer/OE0114_2012A01_BI_OE01BR1201.pdf)>

(33) 収入平衡化の交付金・納付金の算定に用いる全国平均税率を、ランスティングについては2011年の水準の0.9倍とすることを提案している (*op.cit.*(30), pp.14, 88-89)。全国平均税率が引き下げられると、収入平衡化交付金・納付金が減少する。ストックホルム・ランスティングは、ランスティングの中では唯一、収入平衡化の納付金を負担している。

(34) 「地方財政の平衡化に関する法律(スウェーデン法令全書2004年第773号)を改正する法律(スウェーデン法令全書2013年第975号)」(“Lag om ändring i lagen (2004:773) om kommunalekonomisk utjämning (2013:975).” <<http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=196717&docId=1851980&propId=5>>)。以下、この改正の後の法律を「新法」という。

(35) “Riksdagens protokoll 2013/14 : 35 Onsdagen den 27 november, Anf. 49 Pia Nilsson.” <[http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Kammaren/Protokoll/Riksdagens-snabbprotokoll-2013\\_H10935/](http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Kammaren/Protokoll/Riksdagens-snabbprotokoll-2013_H10935/)>

(36) 2011年の法改正により、ランスティングについて110%から115%(コミューンと同じ)に改正されている(2012年から実施)。

(37) 「全国平均税率」はコミューン、ランスティング各層における個人所得税(地方税)の税率の全国平均であるが、1990年初頭以降のコミューン、ランスティング間の業務移転に伴う税の移転に係る地域ごとの差異を考慮に入れるため、地域ごとに若干の差異がある。樋口 前掲注(26), p.85.

取っている<sup>(38)</sup>(この点は改正なし)。

他方、財政力が全国平均の115%を超過する自治体は、コミューン、ランスティングとも、その超過分に全国平均税率の85%を乗じ、これに当該自治体の人口を乗じた金額を、収入平衡化の納付金として負担していた。

今回の改正により、前述の財政力の超過分について、全国平均の125%までの部分については、全国平均税率に乗ずる85%の係数を60%に減じることとした(図6)。

このことは、仮に納付金を負担するある自治体が全国平均税率で課税を行う場合、次のような変化をもたらす。すなわち、当該自治体の財政力の増大が生ずる際に、これまでは増収分の85%は納付金として徴収されるため、当該自治体の収入となる税収増は増収分の15%に過ぎなかった。今後は、財政力が全国平均の125%までの部分に関しては、増収分の60%が納付金として徴収されることとなり、当該自治体には増収分の40%が残ることになる。政府の説明では、この改革により、自治体の経済発展に対する収入平衡化の(負の)潜在的影響を減じることが企図されている<sup>(39)</sup>。財政力が全

国平均の125%を超過する部分については、当該超過分に対して従前と同様に全国平均税率の85%を乗じ、これに自治体の人口を乗じて納付金を算出する<sup>(40)</sup>。

以上の収入平衡化の改正により、納付金を支払う自治体の負担は軽減される。このことによつて生ずる収入平衡化の財源不足に対しては、政府が追加的な支出(9億6100万クローナ)を行うことによつて対応するとされている<sup>(41)</sup>。

このほか、今回の法改正に当たっては、費用平衡化の改定(政令改正)や構造交付金の減額に加えて、制度改正に伴う交付金の減額が一定額を超過する場合に時限的に交付される移行交付金<sup>(42)</sup>が規定された。

おわりに

我が国の平成26年度税制改正大綱では、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、地方法人特別税・譲与税を廃止し、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度の幅広い検討を行うとしている<sup>(43)</sup>。

<sup>(38)</sup> 法律の規定及び実際の計算では、交付金及び納付金の算定に当たり、「当該自治体の課税ベース」と、「全国平均の財政力×当該自治体の人口×115%」(「課税平衡化基準額」(skatteutjämningsunderlag))を比較する。前者が後者に満たない場合、差額に全国平均税率の一定割合(95%ないし90%)を乗じたものが交付金の額となる。

<sup>(39)</sup> “Förslag till statens budget för 2014 Allmänna bidrag till kommuner (Budgetproposition 2014 Utgiftsområde 25),” 18 september 2013, p.32. <<http://data.riksdagen.se/fil/46D2BD67-4D3F-49A3-B530-60632EEDFF65>>

<sup>(40)</sup> このことに関して、政府の説明では、ある自治体の高い財政力は、必ずしも当該自治体の雇用機会の多さによつてもたらされるとは限らず、他の自治体の職場に勤務する住民の割合の高さによつてもたらされうること留意する必要があるとされる。そのため、ある水準を超える財政力に対して、限界効果(税収増の多くが収入平衡化の納付金とされること)を減じないのは、理由のあることである、と政府は説明している(*ibid.*) (スウェーデンの個人所得税(地方税)は居住者に対する課税)。なお、2014年の収入平衡化で納付金を拠出する14のコミューンのうち、ストックホルムを除くと12のコミューンが「大都市近郊型」に分類されるコミューンであり、そのうち8つのコミューンが、住民1人当たりで見ると、ストックホルムよりも高い納付金を拠出している。Statistics Sweden, “Economic equalisation for municipalities 2014, outcome,” 2014.1.10. <[http://www.scb.se/en/\\_Finding-statistics/Statistics-by-subject-area/Public-finances/Local-Government-finances/Economic-equalisation-for-local-government-and-equalisation-of-municipal-costs-for-support-and-service-for-persons-with-certain-functional-impairments/Aktuell-Pong/83251/Kommunalekonomisk-utjamning-mm---utjamningsaret-2014/363937/](http://www.scb.se/en/_Finding-statistics/Statistics-by-subject-area/Public-finances/Local-Government-finances/Economic-equalisation-for-local-government-and-equalisation-of-municipal-costs-for-support-and-service-for-persons-with-certain-functional-impairments/Aktuell-Pong/83251/Kommunalekonomisk-utjamning-mm---utjamningsaret-2014/363937/)>; Statskontoret, “Den kommunala utjämnningen sedan mitten av 1990 -talet: utveckling, funktionssätt och problemområden,” 2013.11.14, pp.156, 158. <<http://www.statskontoret.se/upload/Publikationer/2013/201319.pdf>>

<sup>(41)</sup> Finansdepartementet, “Ändringar i systemet för kommunalekonomisk utjämnning,” 18 september 2013. <<http://www.regeringen.se/sb/d/17757/a/224176>>

<sup>(42)</sup> 新法第13条。

本稿で述べたイギリス及びスウェーデンの改革は、偏在是正というよりは、自治体の経済成長への誘因に対して配慮を行ったものである。この点に関連して、我が国の地方交付税制度では、平成15年度に留保財源率（標準的な地方税収見込額のうち交付税の算定上捕捉されず各自治体に留保される比率）の引上げ（道府県分につき20%から25%へ）が実施されている<sup>(44)</sup>。また、地域経済活性化や行革努力の成果指標を普通交付税の算定に反映させる「頑張る地方応援プログラム」（平成19～平成21年度）や「地域の元氣創造事業費」（平成26年度～）といった取組みが進められている。とりわけ留保財源の在り

方<sup>(45)</sup>に関して、イギリス及びスウェーデンの改革は参考になりうる点がある<sup>(46)</sup>。

我が国において、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるに当たっては、自治体と企業との税制上の関係の在り方が論点になりうる。これに関連して、イギリスで事業用レイト収入の一部を自治体が保持する制度が導入されたことは注目される。<sup>(47)</sup>

イギリスの財政状況は、リーマンショック（2008年）後、多少持ち直してはいるものの、依然として厳しい状況にあり（表3）、今般の動きも国の地方向け歳出を抑制する中での改革である<sup>(48)</sup>。スウェーデンは2012年に一般政府の

表3 日本、イギリス、スウェーデンの財政状況

(単位：%)

年	一般政府財政収支・対GDP比								一般政府総債務残高・対GDP比							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
日本	-2.1	-1.9	-8.8	-8.3	-8.9	-9.5	-10.0	-8.5	162.4	171.1	188.7	193.3	210.6	218.8	227.2	231.9
イギリス	-3.0	-5.1	-11.2	-10.0	-7.9	-6.2	-6.9	-5.9	46.4	56.7	71.3	84.5	99.0	102.4	107.0	110.0
スウェーデン	3.6	2.2	-1.0	0.0	0.0	-0.4	-1.4	-1.7	49.7	49.9	52.1	49.4	49.7	48.8	52.0	53.5

(注) 2013年以降は見込み。

(出典) OECD, *Economic Outlook*, No.94, November 2013, pp.257, 262 を基に筆者作成。

(43) 自由民主党・公明党 前掲注(2), p.6.

(44) この見直しには、企業誘致等により税収が増えた場合に、各自治体が自由に使える財源が増加するようにすることで、税収確保努力へのインセンティブを高める（同時に各自治体への財源保障範囲は縮小される）という趣旨があるとされている（総務省「地方財政関係資料」2012.2, p.17. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000150449.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000150449.pdf)>）。

(45) 深澤映司「地方自治体の経済活性化策に対する地方交付税制度の影響」『レファレンス』680号, 2007.9, pp.107-125は、定量的な分析の結果、地方交付税制度が、自治体の経済活性化のインセンティブを減殺する要因として作用してきた可能性を示唆している。そして、これを踏まえ、留保財源率（市町村、道府県とも現行25%）のドラスティックな引上げを通じて、各自治体のインセンティブを引き出すという取組みを視野に入れるべきであるとの主張もありうる、と論じている（pp.123-124）。岡本全勝『地方財政改革論議—地方交付税の将来像—』ぎょうせい, 2002は、「地方交付税の財源調整機能の面からは、留保財源率を上げることで財政調整は「弱く」なる」と指摘している（p.147）。

(46) 高知県・市町村交付税制度研究会「地方交付税制度の改革について—地域間格差の是正に向けて—」2006.10. <<http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/14154.pdf>>では、各自治体の財政力に応じて留保財源率を傾斜的に設定するという提言がなされている（p.17）。提言の趣旨は、財政力の弱い自治体に留保される税収の比率を高めることにより留保財源額の格差を緩和することとされているが、併せて、財政力の弱い自治体に対して、税収増への誘因をより大きく付与するという効果も有するものと考えられる。こうした効果は、イギリス及びスウェーデンの最近の改革例（例えば、本稿I 4で述べた、イングランドの事業用レイト収入の増収に課せられる「賦課率」の設定方法など）と共通する側面があるように思われる。

(47) 我が国の地方法人課税に関しては、今般イギリスで事業用レイト収入の一部を自治体が保持する制度が導入されたことを念頭に、「自治体と企業との関係が切れるようなことは極力避ける必要がある」との指摘がなされている。総務省「第13回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要（平成25年9月24日）」p.4. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000257292.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000257292.pdf)>

財政収支が赤字になり、2013年以降、一般政府総債務残高の対GDP比の増加が見込まれている。こうした中で実施された両国の地方財政調整制度の改革は、地域経済の活性化を通じた

税収増を図るものであり、財政健全化の観点からも示唆を与える点があろう。

(まつうら しげる)

---

(48) 鎌田司「英国連立政権下の地方税財政改革—自治体がビジネス・レイトの50%保持—」『地方税』64(12), 2013.12, pp.10-11.